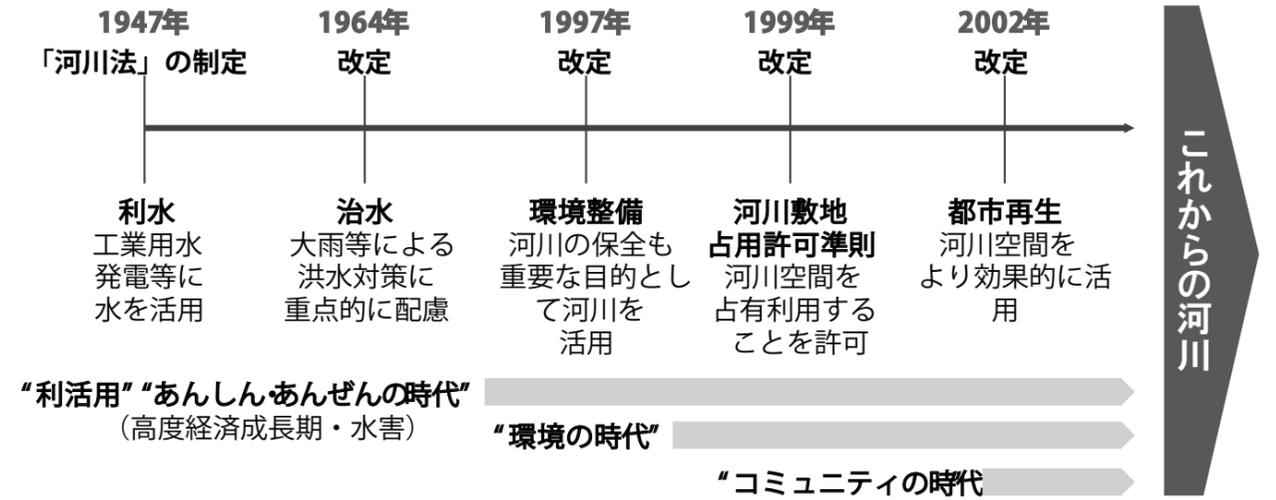


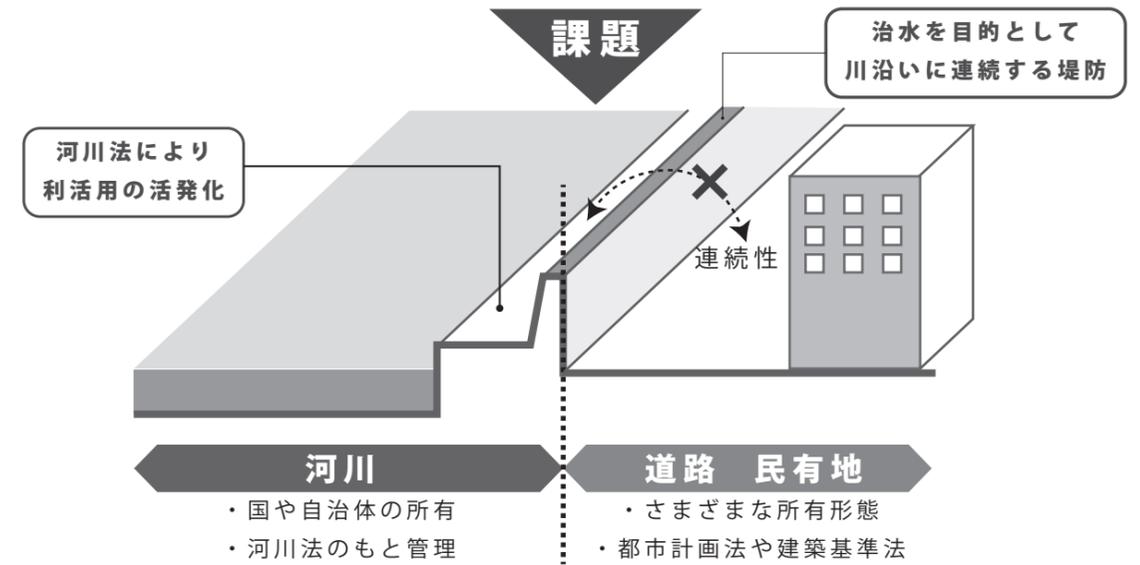
はじめに 近現代の「河川法」の変遷



「河川法」は1947年に“工業用水”としての利用を目的として制定され、以来、洪水対策や環境保全など時代と共に変遷し続けている。昨今は、綺麗になった河川空間を“いかにして活用するか”といった社会の欲求（コミュニティの時代）に合わせて、河川空間の利活用における緩和を法改定として行っている。

「川際の建築」

— 「川」と「都市」をつなぐ —



「河川法」においては当然、“河川（川及び川岸）”を対象としており、主に国や自治体が所有・管理のもと利活用が行われている状況である。一方、都市空間としての視点においては、河川のみならず、その外側（道路や民有地など）との連続で成り立ち、河川—民有地—道路、といったつながりを生み出すことで、『都市空間における河川の新たな価値』を創出する。

『既成の機能を維持しつつ、“際”のあり方を考える』
— 法的な境界（エッジ）を再考することで、都市における河川との連続性を創出 —

SITE

隅田川（両国エリア）

河川空間を感じる都市空間（河川と都市をつなぐ）づくりとして、
元来、舟運によるネットワークによって都市空間が形成されてきた『両国エリア』を対象として提案を行う。
江戸時代には、交通・物流・都市の発展は舟運を軸に行われてきた、現在、鉄道駅を中心に開発が進む中、
隅田川を中心にそのポテンシャル（渡船場の存在、両国リバーによる都市と川のつながり、
台東区側の河川空間、...）を活かして川と陸をつなぐ

江戸時代

- ・舟運（網目状）によるネットワーク掘割により運河と共に発展
- ・大型運河に沿って発展（商業など）
- ・農地なども、物流とエネルギー（水）が地続きに展開
- ・舟運沿いは低層部を商業などの「職」の空間として、その上部に「住」の空間が展開され、地上部に人の居場所を作っている

- 凡例
- 船着場
 - 幕府領
 - 農地
 - 寺社
 - 武家地
 - 河川
 - 町家

『舟運と共に発展してきた都市』



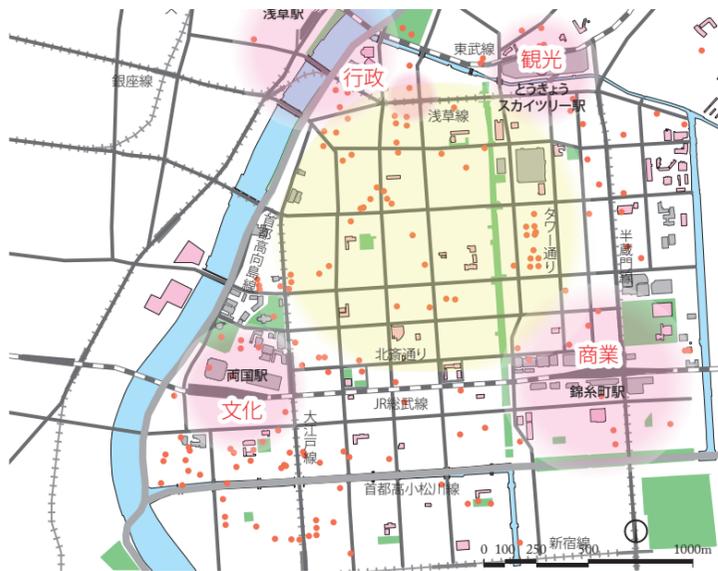
現在

- ・鉄道駅を中心に発展
- ・駅を頂点としながら周辺にスプロールしながら開発が進む
- ・物流やエネルギーは陸上にそれぞれの体系で成り立ち、展開している

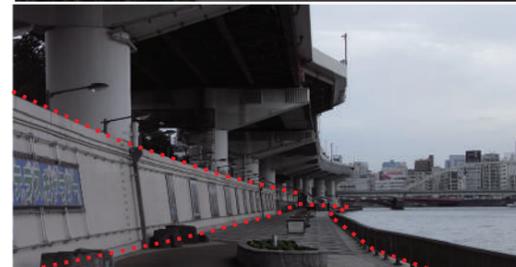
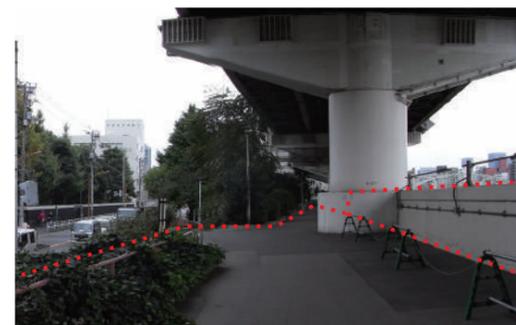
- 凡例
- 地域資源
 - 公共施設
 - 緑地
 - 民間施設
 - 河川

※地域資源とは寺社や歴史遺構などの文化拠点、すみだマイスターなどの産業拠点を示す。

『鉄道駅を中心に発展しつつも、舟運文化が残る』



両国リバーセンター：堤防を越える動線と川を感じる空間



左岸（墨田区）：堤防により分断された空間

SITE

隅田川（“右岸”と“左岸”）

江戸時代以前

隅田川＝境界として認識



平安時代の『伊勢物語』第九段「東下り」で、在原業平をモデルとした人物がユリカモメ（都鳥）を見て望郷の歌を詠み、同行の旅人たちの涙を誘った場所が、現在の白鬚橋付近であったと伝えられています。かつては隅田川も都から遠く離れたエキゾチックな川でした。

江戸時代に入ってから、隅田川は武蔵国と下総国を分ける境界として認識されていましたが、やがて東岸側（左岸）も御府内（江戸市域）に組み入れられることとなりました。しかしながら、左岸側は御府内と言えどもまだまだ田舎で、木母寺や白鬚神社などの寺社が点在する以外は手付かずの豊かな自然が残る風光明媚な景勝地でありました。



明暦の大火

1657（明暦3）年、江戸は未曾有の大火「明暦の大火」に見舞われます。江戸市中のうち、2/3の地域が焼き払われ、一説には10万人を超える死者が出た。幕府は戦略上、隅田川には千住大橋を除いて大規模な架橋を認めていませんでしたが、難を逃れようとした多くの人々が川を渡ることができずに被災したことを重く見て、両国橋を架けることとなりました。

江戸時代以降

「明暦の大火」以降、防災を重視した都市計画（大きな区割りや干涉緑地帯など）



明暦の大火の惨禍を受け、幕府は防災計画を重視した都市整備を行います。隅田川東岸には多数の武家屋敷が移築され、碁盤の目のように整然とした街並みで開発されました。また、延焼を防ぐための広場「火除地」が整備されていきます。避難の枢要となる橋のもと（橋詰）にも火除地が設けられました。両国橋の西詰に設けられた火除地は両国広小路と呼ばれ、やがては仮掛けの見世物小屋がならぶようになりました。

同様に、明暦の大火の死者を弔うために両国の回向院が建立されます。回向院では、勸進相撲や出開帳など、さまざまな出し物が行われました。回向院は江戸市街と本所や深川とを結ぶ結節点でもありました。回向院と両国広小路には四季折々、例えば春の花見や夏の花火など、現在も続くイベントに人々が繰り出し、江戸随一のにぎわいを誇る盛り場となりました。

川を愛で、そして川から見える風景を愛でる。こうして、隅田川は江戸という都市の物流と経済を担うばかりでなく、文化や精神を担う流れとなりました。

現代

「明暦の大火」以降、防災を重視した都市計画（大きな区割りや干涉緑地帯など）



左岸 (墨田区)

整備構想（H18）から、徐々に整備が進んでいるが、一方で、高速道路を抱えていることから、地下化の検討など、解決すべき課題が山積している。また、墨田区側では、スカイツリーなど間接的に隅田川の景観資源ができるなど、魅力を与えている。

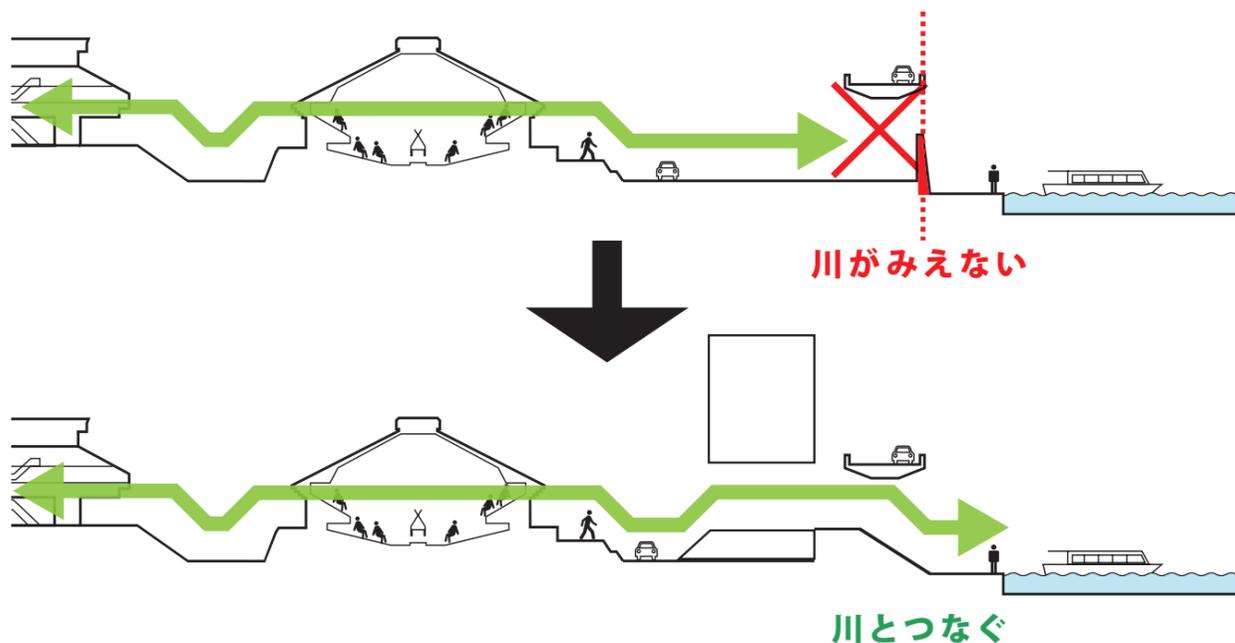


平安時代の『伊勢物語』第九段「東下り」で、在原業平をモデルとした人物がユリカモメ（都鳥）を見て望郷の歌を詠み、同行の旅人たちの涙を誘った場所が、現在の白鬚橋付近であったと伝えられています。かつては隅田川も都から遠く離れたエキゾチックな川でした。

江戸時代に入ってから、隅田川は武蔵国と下総国を分ける境界として認識されていましたが、やがて東岸側（左岸）も御府内（江戸市域）に組み入れられることとなりました。しかしながら、左岸側は御府内と言えどもまだまだ田舎で、木母寺や白鬚神社などの寺社が点在する以外は手付かずの豊かな自然が残る風光明媚な景勝地でありました。

CONCEPT

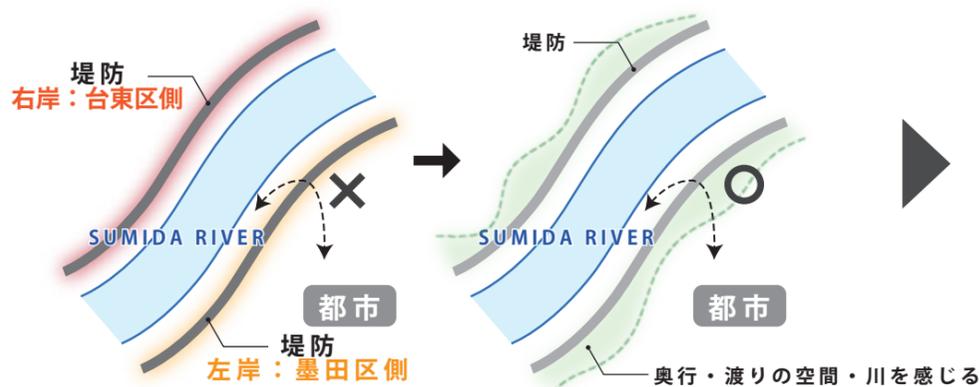
都市と川をつなぎ「両国エリア」の価値を高める



- [i] 堤防によって、分断されてしまった都市と川との関係を再び取り戻す
- [ii] 水辺の賑わいを都市へと連続させることで、新たな都市像を浮かび上がらせる
- [iii] 川を感じる都市づくりとしながら、両国エリアが持つポテンシャル（舟運の魅力、隅田川の観光資源化、歴史や文化の継承）を盛り起こしていく

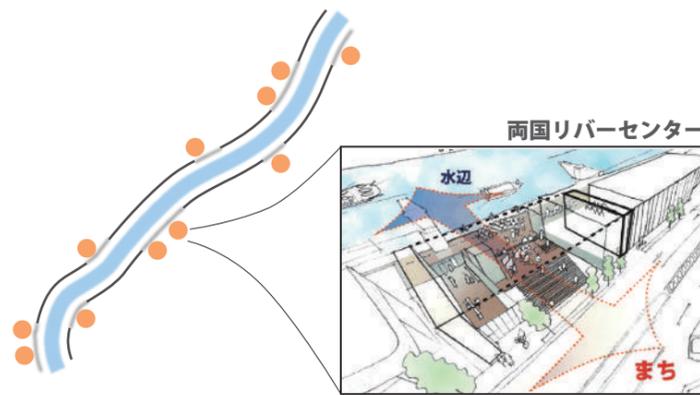
基本的な考え方

1. VISION
1. 柔らかな“エッジ”をつくる



- 連続的につながる堤防により、川辺空間と都市の分断を解消すべく、“堤防機能”を維持しつつ、「柔らかなエッジ」をつくる
- 都市の境界（エッジ）に奥行を与え、柔らかなエッジとすることで、川辺空間への渡りや川を感じる空間を境界（エッジ）に与える
- 墨田区側と台東区側のそれぞれの特性を生かして考える。

2. PROCESS
2. “小さい単位”で変える



- 堤防全体を大きく更新していくことは現実的に不可能と言える。堤防機能を維持しつつ、柔らかな境界をつくるために、“小さな単位”で都市を捉えることで、個々の設えを通して、川との近接化を図る。
- 「両国リバーセンター」での小さな“楔”のあり方で川辺とまちをつなぐように、個別解での積み重ねが、都市のあり方を変える。

3. RESULT
3. 面的につなげる「ネットワーク」



- 「ひとつのビジョン」を共有しながら、川辺空間との関係を小さい単位で個別解を与えていくことで、それらがネットワークし、都市への広がりを目指す

現状分析

「隅田川の際の構成」と「護岸のパターン」



左岸（墨田区）

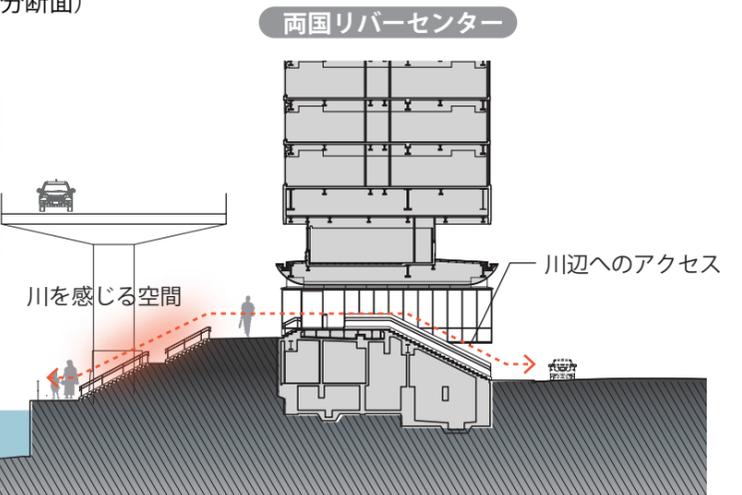
- ・大規模施設や公園など比較的大きな区画で形成された施設が多く配置される
- ・堤防に沿って、公園や緑道が連続する

川と建物の間に道路がある範囲

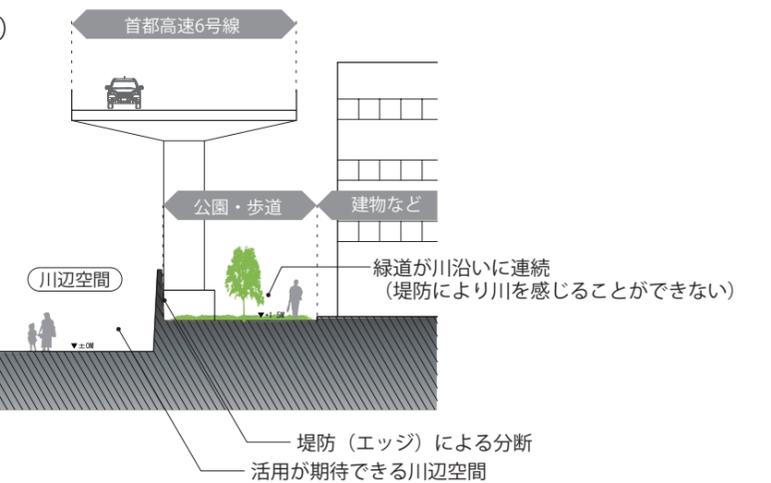
【左岸】
墨田区側

【左岸】（墨田区側）

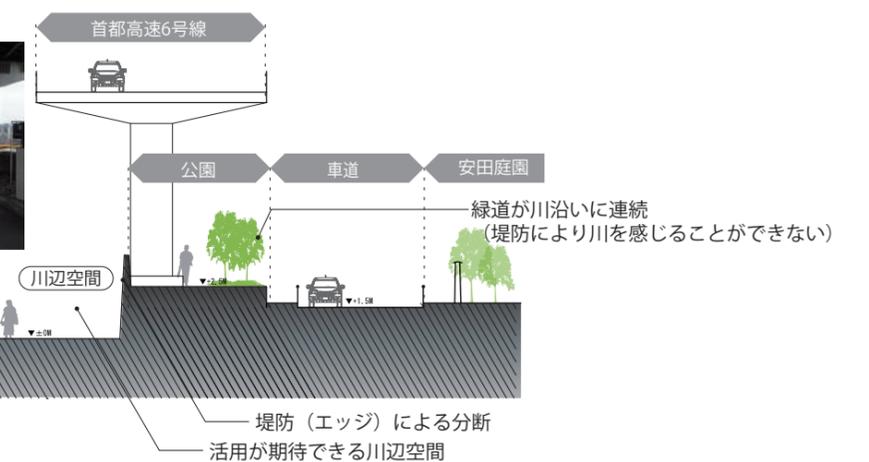
① 【左岸】（两国リバー部分断面）



② 【左岸】（两国リバー付近の部分）



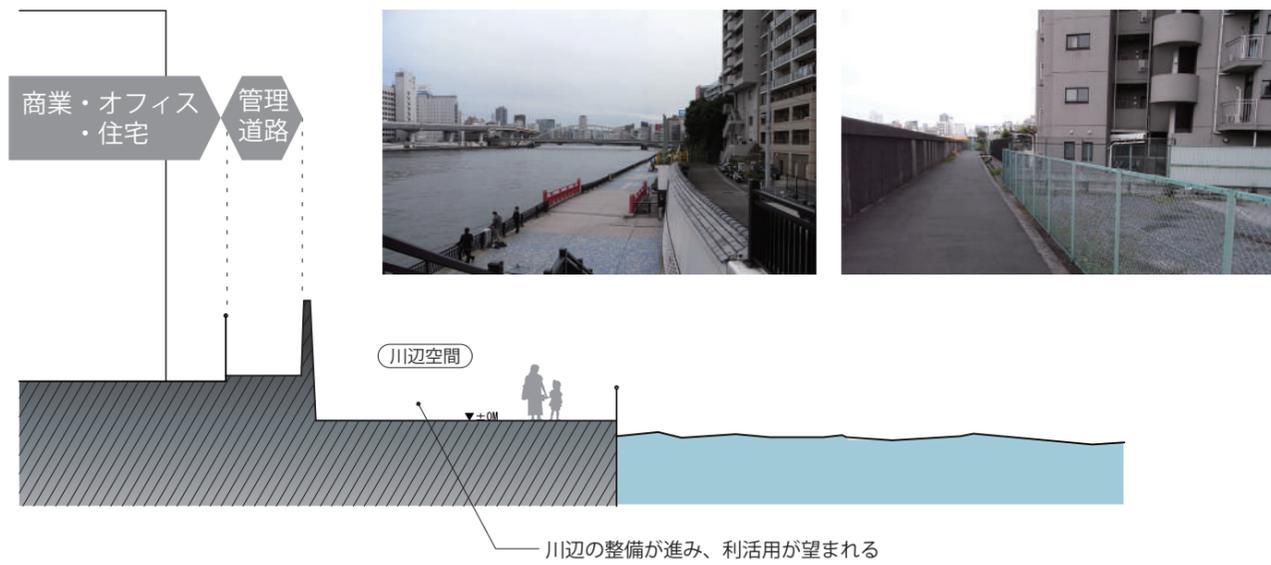
③ 【左岸】（安田庭園前）



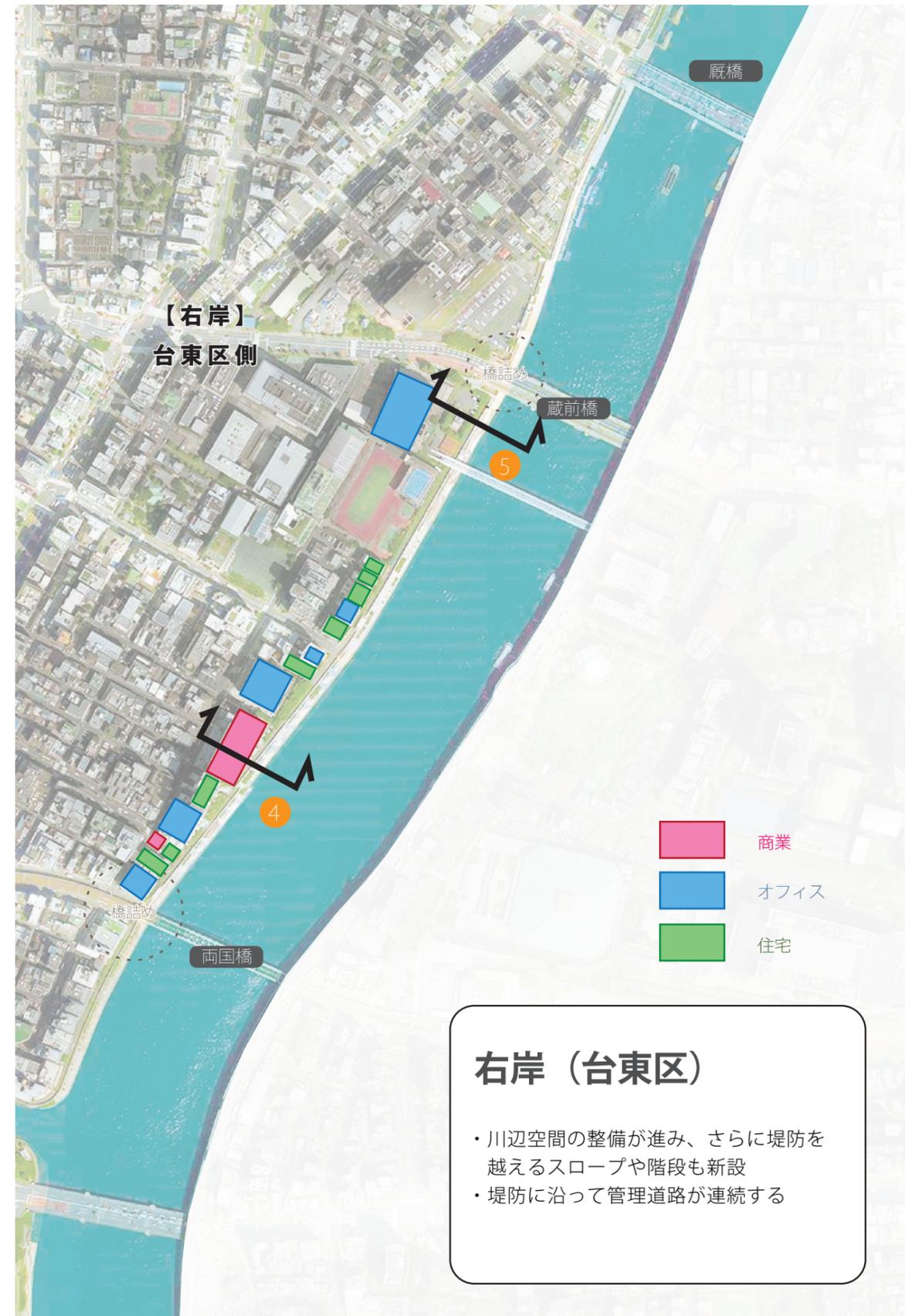
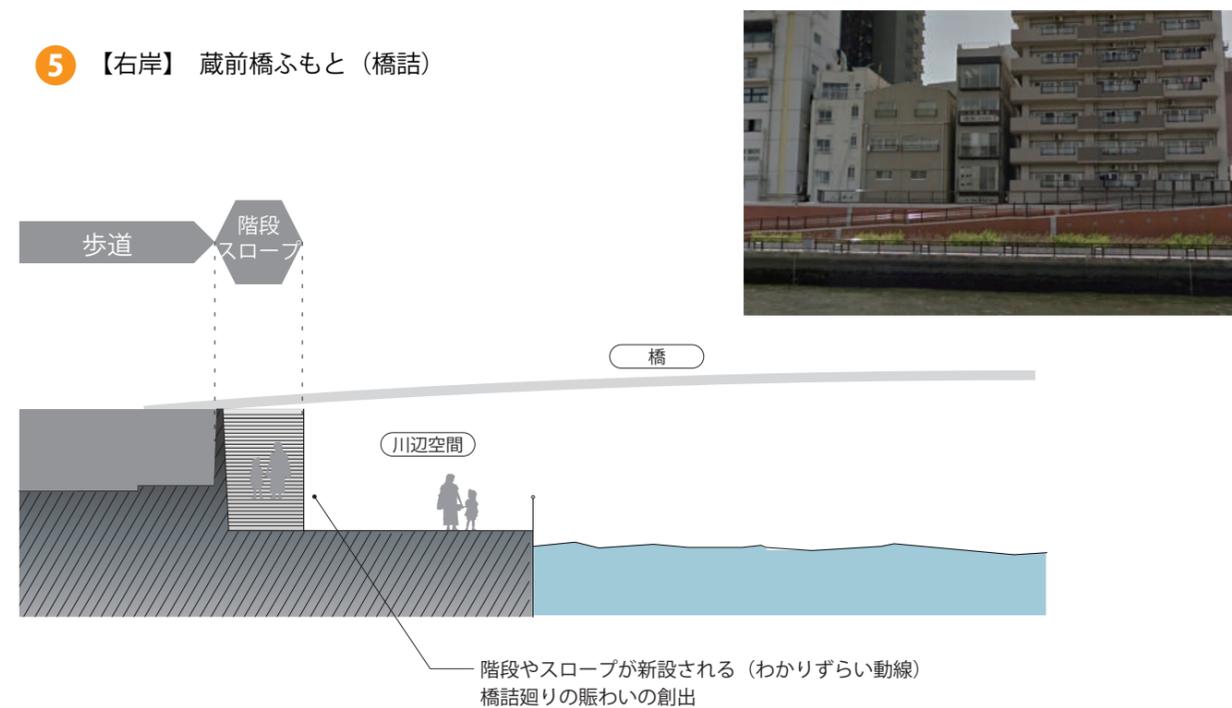
「隅田川の際の構成」と「護岸のパターン」

【右岸】（台東区側）

4 【右岸】 吾妻橋～両国橋



5 【右岸】 蔵前橋ふもと（橋詰）



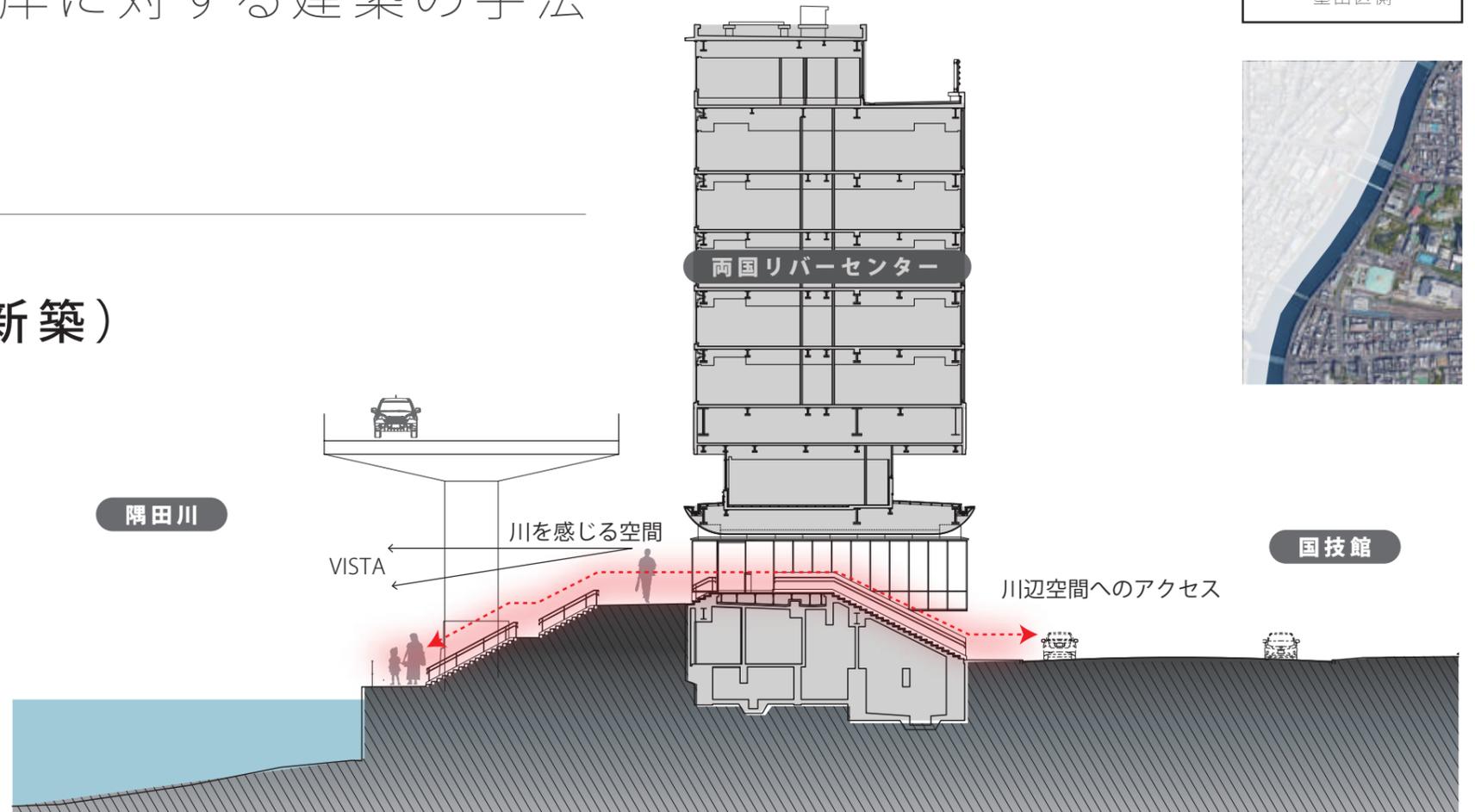
【左岸】（墨田区側）



1

スーパー堤防化の手法（新築）

- EX) 1・2階部分をピロティにする。
- EX) 川側に対してひな壇状に開いていく。

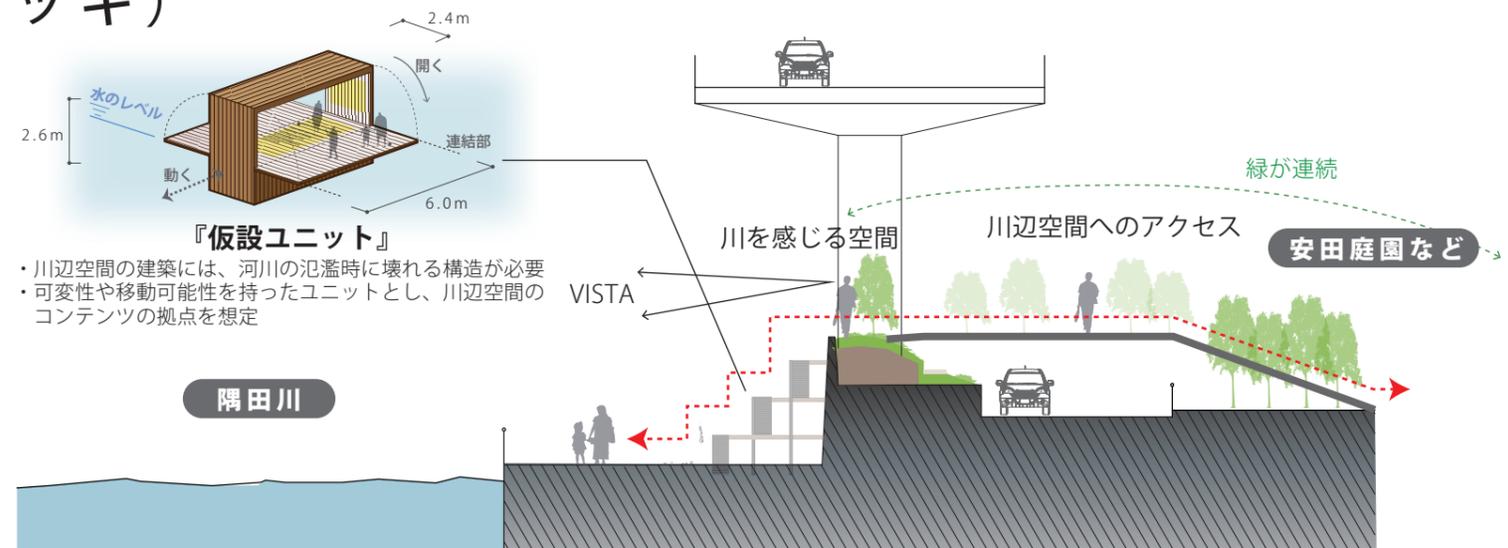


2

3

ランドスケープ的手法（盛土やデッキ）

- EX) 護岸部分に盛土をすることで、川への視線の抜けをはかる。
- EX) 護岸と街のレベルをつなぐデッキをかける。

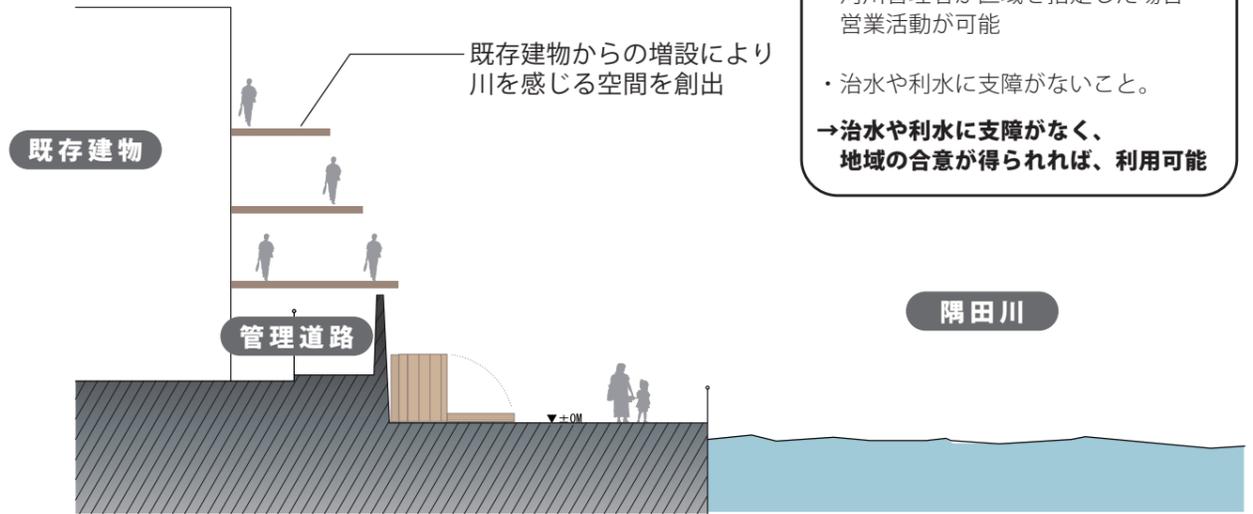


【右岸】（台東区側）



4 川床化の手法（増築）

EX) ファサードにテラスを増築する。



河川敷地の利用について

- 占有主体が公的な団体であり、河川利用に増進につながるもの。ただし、地域の合意をもって河川管理者が区域を指定した場合営業活動が可能
- 治水や利水に支障がないこと。

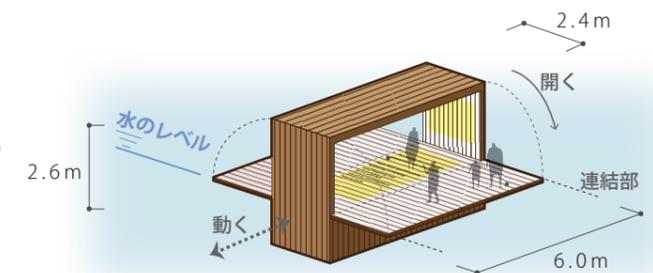
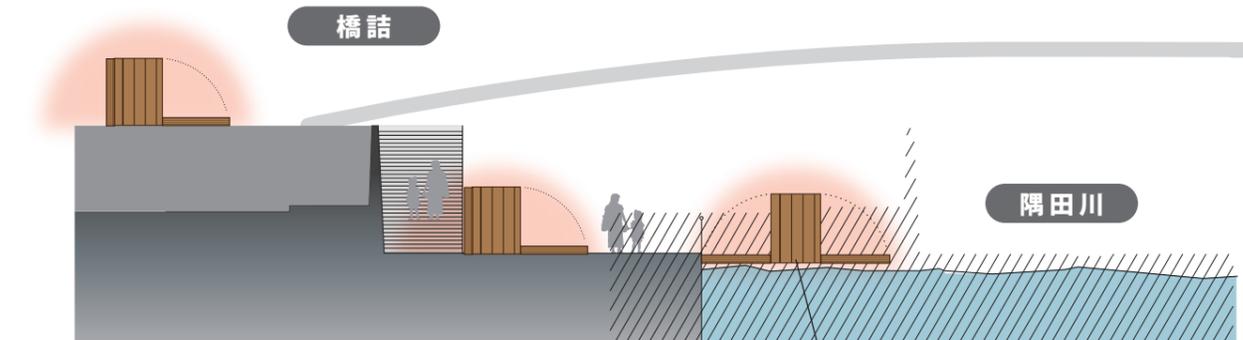
→治水や利水に支障がなく、地域の合意が得られれば、利用可能

5 堤防への仮設物の付加（コンテナなど）

EX) 堤防にすりつくように、仮設建築を設える。
EX) 溜まりの場としてコンテナを設える。



橋詰付近の賑わいの創出



『仮設ユニット』

- 川辺空間の建築には、河川の氾濫時に壊れる構造が必要
- 可変性や移動可能性を持ったユニットとし、川辺空間のコンテンツの拠点を想定

仮設ユニットにより、コンテンツの創出

“小さい単位” でつなぐ河川空間の活用

「河川法」における“河川敷占用許可準則の特例（H23年）”

特例前

占有主体は“原則”公共性・公益性を有するもの

川の所有者は国・自治体であること・・・連続的な河川は“みんなのもの”という発想
・・・公共性を有することから『営利目的』は認められない



特例

“地域の合意” が得られた場合は『民間事業者が営業活動』を行うことが可能
さらに H28 には占用期限を 3 年→10 年に改編



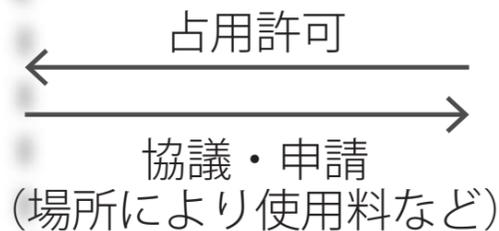
河川敷占用許可準則の特例の「フロー」

占用主体

< 近年の例 >

飲食 / イベント / 遊歩道 / 公告など

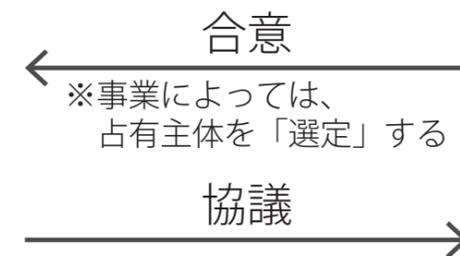
上記の活動と併せて“清掃活動”や“イベント回数”など、
地域毎に個別の協議で成り立つ。



河川管理者

自治体

→ 管轄により
国や都道府県

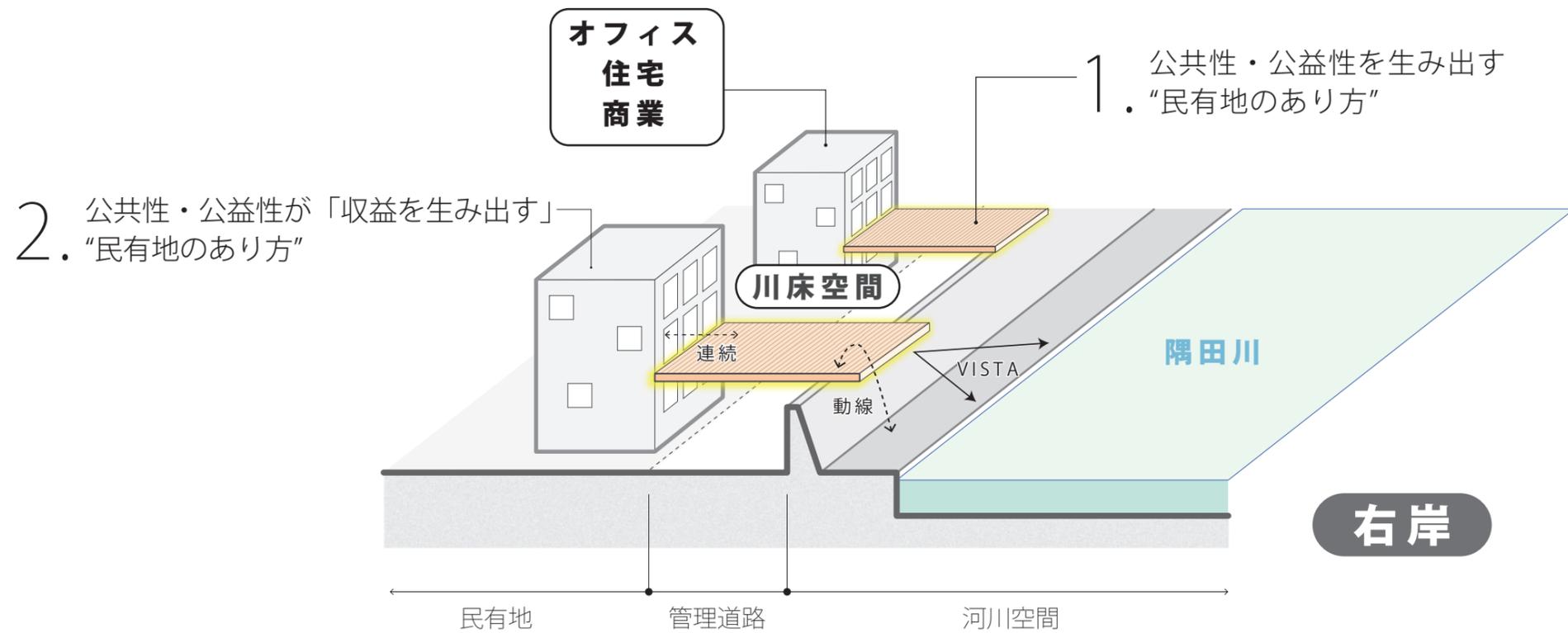


地域合意の対象者

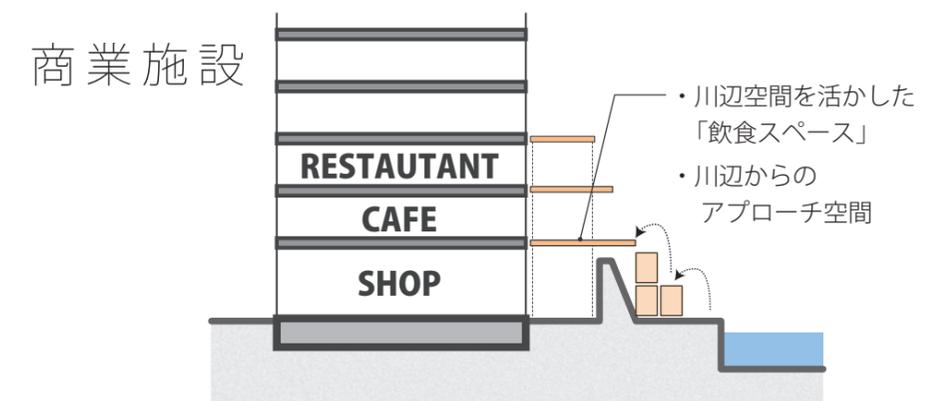
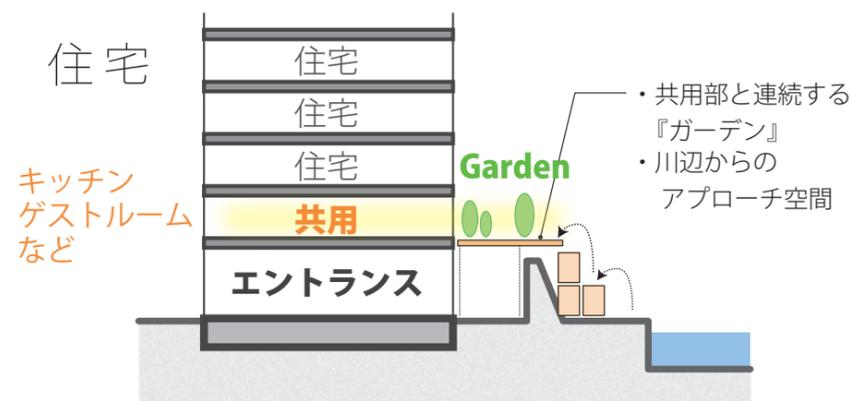
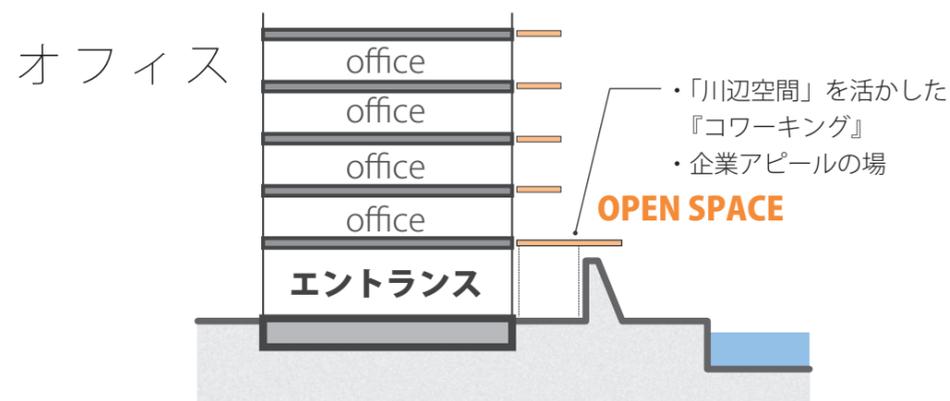
- ① 近隣の土地所有者（地元町会など）
- ② 組合の発足（土地所有者など）
- ③ 協議会の発足（有識者、行政など）

河川空間の活用

「賑わいの創出」が“建築的価値”を高める



建物プログラムと整合する“川床空間”



公共性・公益性

- ・オープンスペース
- ・貸会議スペース
- ・イベントスペース
- ...

収益性

- 企業広告
- 賃料
- 宣伝、賃料
- ...

公共性・公益性

- ・オープンスペース
- ・ガーデン
- ・都市農業
- ・イベントスペース
- ...

収益性

- 住民へのアメニティの向上
- スペースの賃料
- など

公共性・公益性

- ・地域アメニティの向上
- ・川辺空間と併せた飲食スペース

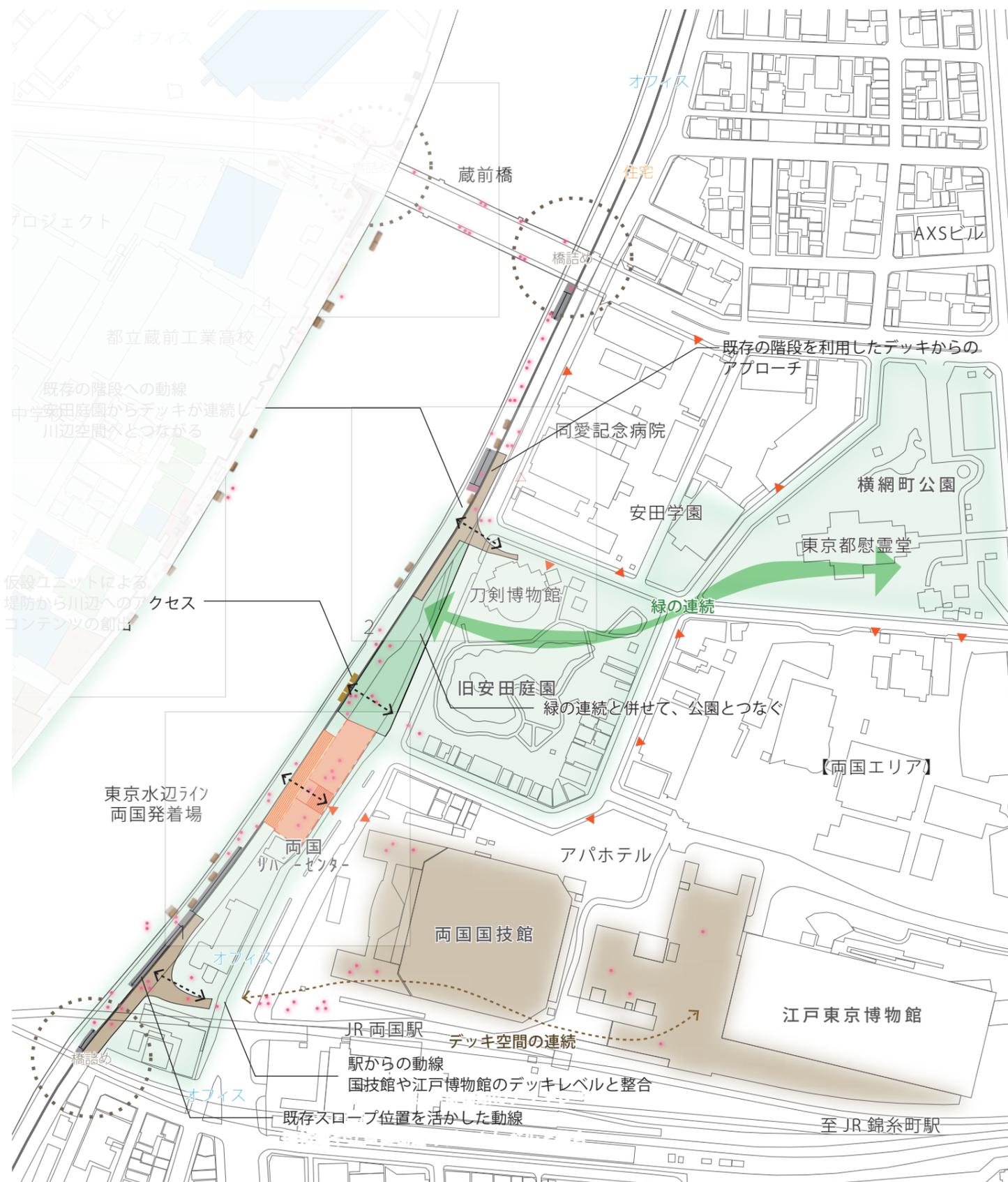
収益性

- 環境の良い飲食スペースの提供
- 集客力のある場所での出店など

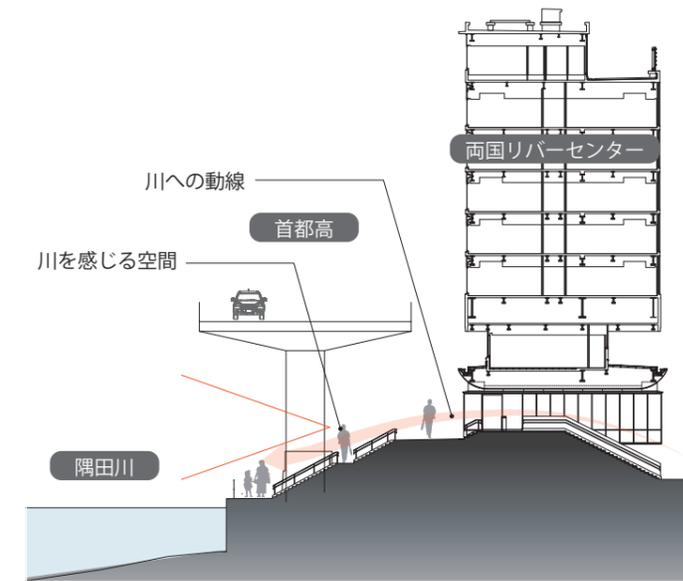
『エッジ（カミソリ堤防）を柔らかくする』

【左岸】

墨田区側

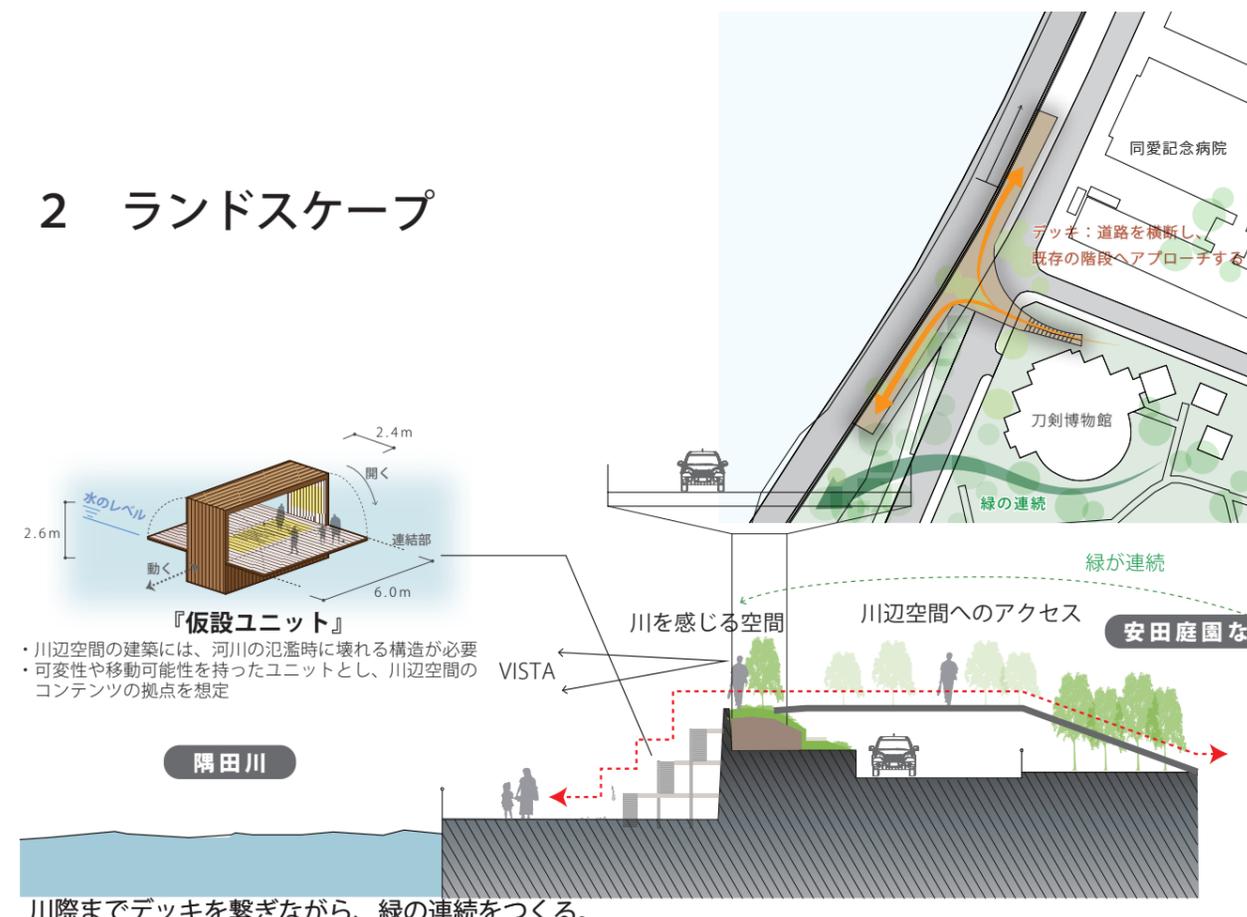


1 新築



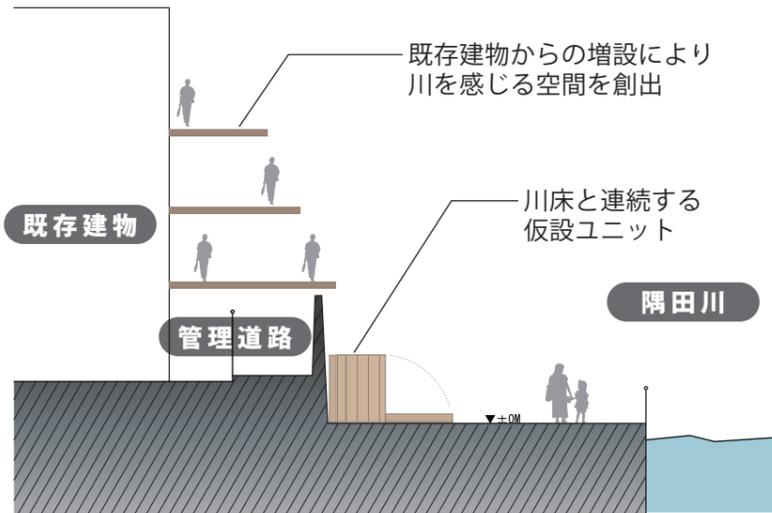
スーパー堤防と合わせて、通り抜けできるビルを新築する。

2 ランドスケープ



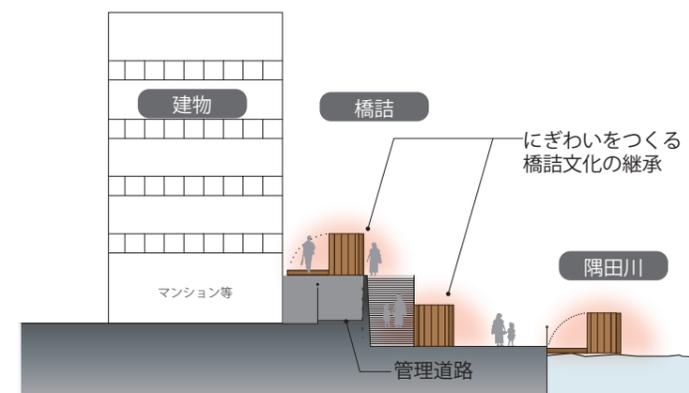
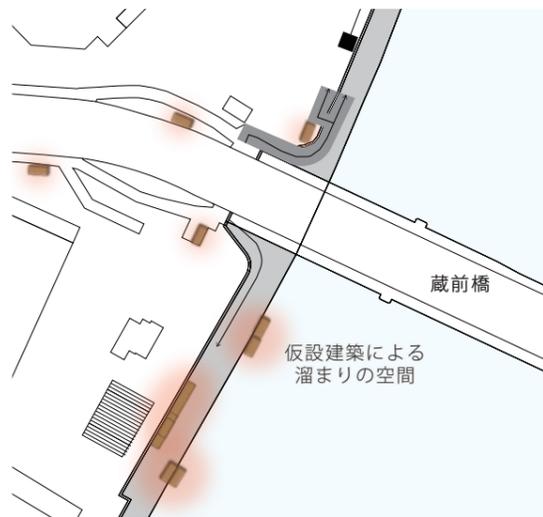
『エッジ（カミソリ堤防）を柔らかくする』

3 増築

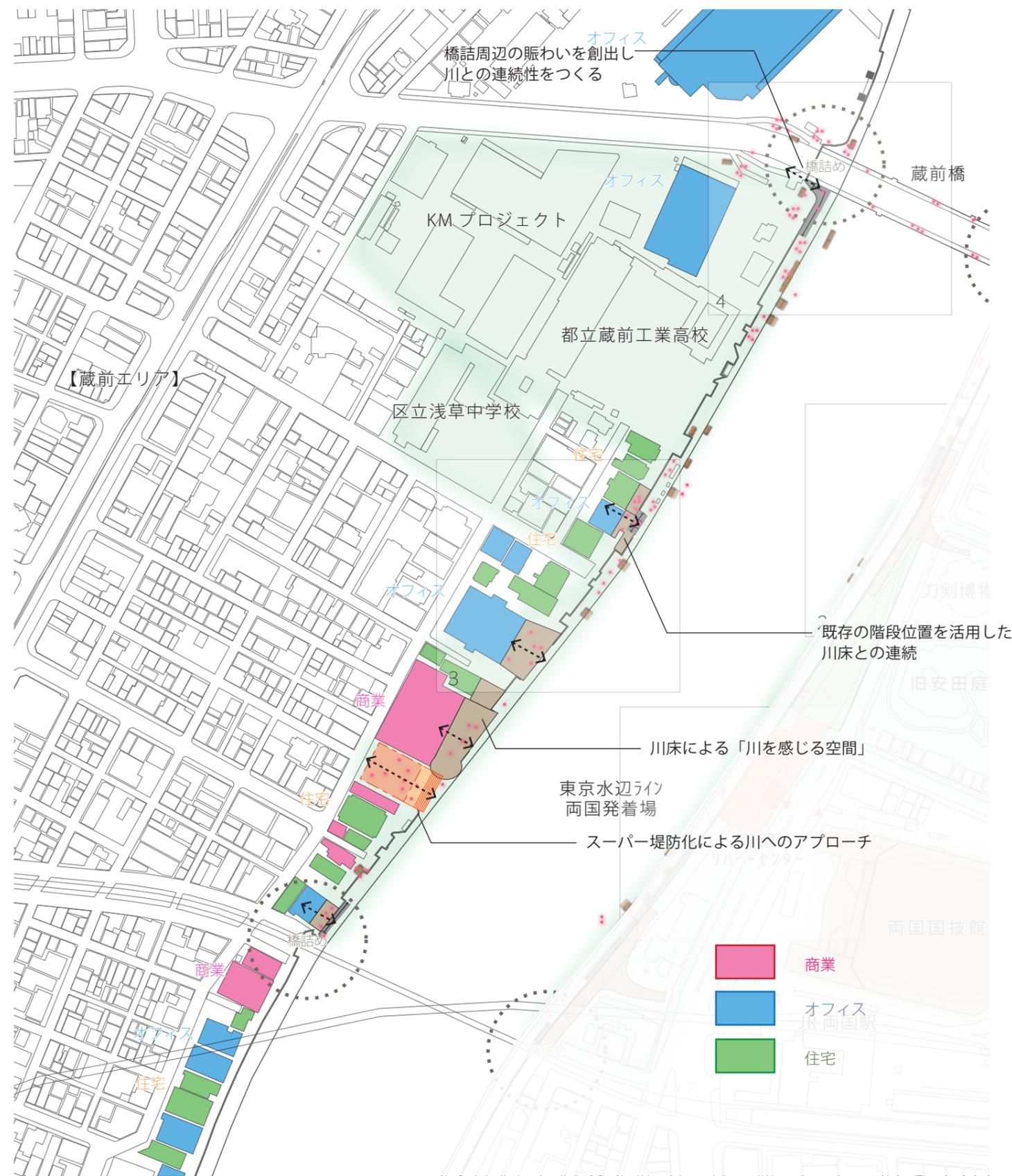


既存のビルに、ファサードとして川床を増築する。

4 橋詰周辺



橋詰や堤防に寄り添うように、仮設建築物やコンテナを設える。



橋詰周辺の賑わいを創出し川との連続性をつくる

オフィス

オフィス

KMプロジェクト

都立蔵前工業高校

区立浅草中学校

住宅

オフィス

住宅

オフィス

商業

住宅

商業

住宅

オフィス

既存の階段位置を活用した川床との連続

川床による「川を感じる空間」

東京水辺ライン
両国発着場

スーパー堤防化による川へのアプローチ

商業

オフィス

住宅

西国国技館

旧安田庭

刀剣博物館

VISION

賑わいを「都市から川へ」連続させる

